に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。）（以下「農業機械化促進業務」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有するこれらの業務に係る財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十五条の五第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣が定める財産とする。

○農林水産省令第五十一号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官）	（技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官）
第五条　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十人、企画官八十四人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官二人及び食料自給率専門官二人を置く。	**第五条**　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十人、企画官七十八人、調整官九人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官二人及び食料自給率専門官二人を置く。
2～11　（略）	2～11　（略）

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官）

第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

（米麦流通加工対策室並びに生産専門官、首席生産専門官、技術専門官及び備蓄米活用専門官）

第三十二条　穀物課に、米麦流通加工対策室並びに生産専門官四人、首席生産専門官一人、技術専門官一人及び備蓄米活用専門官一人を置く。

2～6　（略）

7　備蓄米活用専門官は、穀物課の所掌事務に係る主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十九条第一項の規定に基づく主要食糧の交付に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（米麦品質保証室並びに生産専門官、指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）

第三十六条　（略）

2～7　（略）

8　訟務官は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。

9　（略）

（生産資材対策室並びに生産専門官、農業支援サービス推進専門官及び肥料調整官）

第三十七条　技術普及課に、生産資材対策室並びに生産専門官四人、農業支援サービス推進専門官一人及び肥料調整官一人を置く。

（センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官及び統計デジタル分析専門官）

第十四条　経営・構造統計課に、センサス統計室並びにセンサス統計調整官、統計管理官、経営統計分析専門官一人及び統計デジタル分析専門官それぞれ一人を置く。

2～7　（略）

（米麦流通加工対策室並びに生産専門官、首席生産専門官及び技術専門官）

第三十二条　穀物課に、米麦流通加工対策室並びに生産専門官四人、首席生産専門官一人及び技術専門官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

（米麦品質保証室並びに生産専門官、指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）

第三十六条　（略）

2～7　（略）

8　訟務官は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。

9　（略）

（生産資材対策室並びに生産専門官及び肥料調整官）

第三十七条　技術普及課に、生産資材対策室並びに生産専門官四人及び肥料調整官一人を置く。